

## 公 示

## 公 示 第 1 8 号

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）1. (3)イに規定する初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

## 記

運賃適用地域名		営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
新潟地区	旧新潟県A地区	新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域	1.0km	左の初乗距離から車種区分に応じて認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。
	旧新潟県B地区	旧新潟県A地区を除く新潟県の全域	1.03km	同上
石川地区	旧金沢地区	金沢市、白山市A（白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴	1.22km	同上

		来町の区域)、かほく市、野々市市、河北郡の区域		
	旧石川地区	旧金沢地区を除く石川県の全域	1. 08 km	同上
富山地区		富山県の全域	1. 03 km	同上
長野地区	旧長野県A地区	長野市A(長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域)、千曲市、埴科郡の区域	1. 18 km	同上
	旧長野県B地区	旧長野県A地区を除く長野県の全域	1. 19 km	同上

附 則(平成14年7月1日付け公示第18号)

- この公示は、平成14年7月1日から適用する。
- 「一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」(平成14年4月17日付け公示第4号)は、平成14年6月30日限りで廃止する。

附 則(平成15年9月1日付け公示第59号で一部改正)

この公示は、平成15年9月1日から適用する。

附 則(平成16年2月23日付け公示第108号で一部改正)

この公示は、平成16年3月1日から適用する。

附 則(平成17年1月5日付け公示第108号で一部改正)

この公示は、平成17年1月5日から適用する。

附 則(平成17年2月1日付け公示第118号で一部改正)

この公示は、平成17年2月1日から適用する。

附 則(平成17年3月16日付け公示第141号で一部改正)

この公示は、平成17年3月21日から適用する。

附 則(平成18年3月30日付け公示第129号で一部改正)

この公示は、平成18年3月31日から適用する。

附 則(平成20年7月2日付け公示第41号で一部改正)

この公示は、平成20年7月4日から適用する。

附 則(平成26年2月28日付け公示第108号で一部改正)

- この公示は、平成26年2月28日から適用する。
- 初乗距離短縮した運賃については、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月24日付け公示第65号で一部改正)

この公示は、平成27年12月24日から適用する。

附 則（令和元年8月30日付け公示第41号で一部改正）

1. この公示は、令和元年8月30日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第72号で一部改正）

1. この公示は、令和元年12月13日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和4年8月25日付け公示第44号で一部改正）

1. この公示は、令和4年8月25日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和4年9月24日から適用する。

附 則（令和5年5月26日付け公示第12号で一部改正）

1. この公示は、令和5年5月26日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年6月26日から適用する。

附 則（令和5年8月10日付け公示第40号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月10日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和5年8月25日付け公示第53号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月25日から適用する。

附 則（令和6年12月24日付け公示第64号で一部改正）

1. この公示は、令和6年12月24日から適用する。